

営繕工事における工事及びコスト表示要領

宮城県土木部営繕課・設備課

1 目的

この要領は、営繕課・設備課にて所管する営繕工事の工事表示及び事業のコスト表示について必要な事項を定め、工事現場等における表示の統一化を図ることにより、県民への営繕事業の情報提供及び職員のコスト意識の向上に資することを目的とする。

2 工事表示板

工事受注者は、特記仕様書の指定により工事現場の県民の目につきやすい場所に別記様式第1号の工事表示板を設置する。ただし、同一工事現場において複数の工事が並行して行われる場合は、別記様式第2号の工事表示板とすることができる。

3 事業コストの表示

(1) 表示対象事業

新営事業で工事設計額が5億円以上の工事を表示対象とする。

ただし、当該営繕事業を含む全体の事業において別に表示する場合は、表示対象としない。

(2) 表示の方法

当該営繕事業の最も主となる工事受注者は、特記仕様書の指定により県民の目につきやすい場所に別記様式第3号の事業コスト表示板を設置する。

附 則

この要領は、平成14年2月6日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年3月31日以前に入札公告した工事については従前の要領による。

○○○○○新築事業

この事業は建物床面積 1 m²あたり

○○万円の費用
で建設しています。

構造・階数 鉄筋コンクリート造・3階
延べ床面積 ○,○○○m²
完成予定 令和○○年○○月
事業費 約○○億円

宮 城 県

問合せ先
宮城県土木部営繕課○○○○班
電話 022-211-○○○○

140cm

110cm